

合志市レジ袋削減推進協議会設置要綱

平成22年9月1日

告示第43号

合志市レジ袋削減推進協議会設置要綱を制定する。

(設置及び目的)

第1条 地球温暖化の防止と循環型社会の形成に向け、レジ袋の削減のために市民団体・事業者・行政等が相互理解と連携を図るとともに、事業者のレジ袋削減に向けた取組みを支援するため、合志市レジ袋削減推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) レジ袋削減に向けた各団体間の相互理解と連携に関すること。
- (2) 各セクターの役割分担によるレジ袋削減に向けた支援策・支援体制の構築に関すること。
- (3) レジ袋削減に取り組む事業者の支援に関すること。
- (4) 市民啓発に関すること。
- (5) レジ袋削減目標の設定及び実績評価に関すること。
- (6) その他、協議会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、レジ袋削減に理解と関心を持ち、継続してレジ袋削減に取り組む、又は取り組む意思のある者20名程度をもって組織するものとし、市長が委嘱する。

(役員)

第5条 協議会に、会長を置く。

2 会長は、委員による互選とする。

3 会長は、協議会を総理する。

(会議)

第6条 会長は、会議を招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、必要に応じて関係者の意見を聞くことができる。

(設置期間)

第7条 本協議会の設置は、平成22年9月1日とする。ただし、本協議会が必要と認めるときは、2年間を限度に設置を延長することができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、合志市市民部環境衛生課に置く。

(雑則)

第9条 この規定に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。